

給実甲第1366号

令和7年12月24日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日（第2項による改正については、令和8年4月1日）以降は、これによってください。

記

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員及び特定任期付職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない	40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員及び特定任期付職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない

範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員
次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員
次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員
次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の5

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に100分の125を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員
次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

<p><u>2. 5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月</u>に支給する場合には<u>100分の60</u>、<u>12月</u>に支給する場合には<u>100分の62.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>41 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月</u>に支給する場合には<u>100分の106.25</u>、<u>12月</u>に支給する場合には<u>100分の108.75</u>を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる職員のいずれかが著しく少數であること等の事情に</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の60</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>41 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、次の各号に掲げる職員のいずれかが著しく少數であること等の事情に</p>
--	---

各庁の長は、次の各号に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一・二 (略)

42 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により特定任期付職員の成績率を定めるに当たっては、各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の勤勉手当の額の総額が当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。

より、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一・二 (略)

42 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により特定任期付職員の成績率を定めるに当たっては、各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の勤勉手当の額の総額が当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。

- 2 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員及び特定任期付職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞ</p>	<p>40 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員及び特定任期付職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞ</p>

れ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に100分の100.25を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に100分の126.25を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

れ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員
次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の61.25を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総

(1) 特定管理職員以外の職員
次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の60、12月に支給する場合には100分の62.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、勤勉手当の額の総

額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、次の各号に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一・二 (略)

42 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により特定任期付職員の成績率を定めるに当たっては、各庁の長に所属する給与法第19条

額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、次の各号に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一・二 (略)

42 各庁の長は、規則第13条第1項の規定により特定任期付職員の成績率を定めるに当たっては、各庁の長に所属する給与法第19条

の 7 第 1 項の職員の勤勉手当の額の総額が当該職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 8 8 . 7 5 を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。

の 7 第 1 項の職員の勤勉手当の額の総額が当該職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 8 7 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で定めるものとする。

以 上